

第1回 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂検討委員会 議事概要

日時:2021年11月5日(金)10:00~12:00

場所:オンライン会議

出席者:別紙「出席者一覧」のとおり

浅香委員(社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会)

- バリアフリートイレは、1箇所だけではなく、2、3箇所設置されているところもある。公園の面積、用途・目的などに応じてトイレの箇所数、バリアフリートイレの数の基準で決めていただければ良い。

有山委員(一般財団法人 全日本ろうあ連盟)

- 聴覚障害者は、視覚的な情報を重視し、視覚でいろいろなことを判断する。
- トイレ内にいる時に何か災害が起きた場合、全く聞こえないため、すぐにライトが点灯し、すぐに避難ができるような状況にしていきたい。
- 海が近い公園では、津波警報等の情報が発表された場合、津波フラッグで視覚的に情報が得られるように準備していただけないか。
- 災害発生時に、信号やライトなど見て分かるかたちでそのことが分かるしくみを作っていただきたい。
- 駐車場の出口は無人が多く、トラブル発生時に出庫できないことがあるので、配慮していただきたい。

石塚委員(特定非営利活動法人 全国精神障害者団体連合会)

- 精神障害者特有のこととして、薬を必ず飲んだり、喉の渇きを感じたりすることから水を結構飲むため、トイレに行きたくなる。公園の面積などに応じてトイレの設置数の基準を設けてほしい。
- 服薬時に水を飲むため、水飲場が多く欲しい。また、衛生的に飲めるようにしてほしい。
- 障害を持たない人、精神障害、知的障害、発達障害の人でも使いやすい公園にしていきたい。「バリアフリー」というと障害者が便利に作るという意味合いになるため、「ユニバーサルデザイン」という言葉の方が良い。

小幡委員(公益社団法人 全国精神保健福祉会 事務局長)

- トイレを汚してしまった場合、掃除されずそのままにされていることが少なくない。当事者本人たちが掃除できるような簡易な清掃用具について、ガイドラインに入れられないか。
- 水飲場がない場合、服薬時にトイレの洗面台の水を飲むことがある。洗面台の水に雨水を利用している場合があるため、飲用の可否を分かるように表示してほしい。
- 管理者が異なる施設同士の接続部分について意見がある場合の連絡窓口について、情報提供の部分に落とし込んでほしい。

木下委員(公益社団法人 日本オストミー協会)

- オストメイトがトイレを必要とする時は、装具(袋のようなもの)の中に溜まった排泄物を出す時と装具交換が必要な時。両手を使える状態にするため、脱いだ服を置く場所、装具交換に必要な物を置

く場所が必要になる。腹部に付いた排泄物を拭くため、手の届く範囲にトイレトペーパーが必要。腹部等をきれいにするために、温水が出るのが一番良い。

- 高齢者はしゃがむことが難しくなるため、立ったまま作業できる汚物流しが必要。
- 本当にスペースがない場合はやむを得ないが、簡易オストメイト用設備ではなく、汚物流しを設置してほしい。
- 男女別便所にオストメイト用便房を設置されていることが増えているため、便所出入口にオストメイト用設備があることをピクトグラムなどで表示してほしい。
- 公園の出入口付近にオストメイト用トイレがあることが分かるように表示してほしい。オストメイト用トイレがどこにあるか分かるようになっていないと、オストメイトは、外出が非常に容易になる。
- オストメイトは、見た目では障害者だと分からないため、オストメイトマークの認知度を高める活動を行っているが、バリアフリートイレはオストメイトも使うことの理解促進をしていただければありがたい。

佐藤委員(特定非営利活動法人 DPI日本会議)

- バリアフリールートを複数化し、基本的に全てのところに行けるように徹底してほしい。バリアフリールートを1ルート確保すれば良いという時代ではない。
- 回転して入って行く丸い車止めは、大型車椅子では入れない。車止めは、できるだけシンプルに広い幅のものが入れられるようにしてほしい。
- バリアフリートイレの機能分散も必要だが、ベビーカーを含めて広いスペースを必要とする方はどんどん増えているため、可能な場所はバリアフリートイレを複数化してほしい。
- 野外劇場・野外音楽堂、テニスコート、野球場、陸上競技場などの車椅子利用者用観覧スペースを複数化してほしい。総席数が少ない場合は、最低3席以上にするといった最低基準が必要である。
- 当事者参画のモデルとなる公園を1箇所定めて、そこで多様な障害者が参画してバリアフリー化を進めてみてはどうか。

橋井委員(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合)

- 全盲の場合、どこにトイレがあるか分からない。小さな公園は良いが、大きな公園では、出入口に公園の全体像を表す触知図、さらに弱視でも分かるようカラー塗装したものを設置してほしい。ボタンを押すと管理者と連絡が取れるようになっているのが望ましい。
- 弱視の場合、便所出入口にある男女別を示すピクトグラムがあまり上の方にあると分からない。ピクトグラムは、できるだけ目の高さから少し上くらいに、輝度を考慮して表示してほしい。
- バリアフリートイレの中にも音声案内がほしい。トイレ内で、どこに何があるか分からない。
- 弱視の場合、壁、床、大便器・小便器、洗面器が同じような色になっていると、どこに何があるか分からない。色のコントラストが確保できれば、自分で用を足せるので、ご理解いただきたい。
- 大きな公園は、できるだけ視覚障害者誘導用ブロックを敷設してほしい。
- 野外劇場・野外音楽堂は、結構階段がある。段鼻が本当に分かりづらいため、段鼻の部分の色分けしてほしい。
- 車止めと地面が同じ色の場合、分かりづらい。車止めが膝の高さの場合、ぶつかって危険なことがある。車止めは、地面との輝度コントラストの確保、材質を考えてほしい。

- 大きな公園は、防災拠点であり避難場所にもなる。夜間の防犯の観点から、照明を設置してほしい。公園の出入口は、そこが出入口と分かるよう、明るさを確保してほしい。弱視の場合、昼間は見えても、明るさによって歩きづらい人もいるので配慮してほしい。

入江氏(松田委員代理)(特定非営利活動法人 せたがや子育てネット)

- 男女ともに子育てをする世帯が大変増えており、男性用便所にも乳幼児用設備が設けられるのは、とてもありがたい。
- 性的マイノリティへの配慮は、子どもの時期から困難、悩みを抱えている人もおり、良いことだと思う。
- 公園で遊んでいる子どもが犯罪に巻き込まれたという報告も上がっており、トイレが安全な場であるためにも、明るさは非常に重要。
- 新型コロナの感染が気になって室内の遊び場に行けない家庭にとって、公園が非常に大事な場になっている。今、子どもの遊ぶ権利が大変重要視されているが、近隣からの苦情などが発端となって、子ども向けの禁止看板を多く目にする。禁止看板を作る場合も、苦情を申し入れた側だけでなく、子育て世帯や様々な地域住民のご意見を聞きながら検討していけると良いのではないかと考えている。

三澤委員(一般社団法人 日本発達障害ネットワーク)

- 引きこもり・閉じこもりにならないよう、公共施設を安心して利用できる環境整備が非常に重要と考えている。公園管理者アンケートによると、計画・設計段階における当事者参加を実施したことがある自治体が少ないとのことだった。今後、大きな整備計画などの際は、当事者参加を推進してほしい。
- 不測の事態が起こった場合、施設管理者などにダイレクトに通報が行くシステムがあると良い。トイレ使用中に何かあった場合、警報ランプでトイレの外にいる人にわかるようにするようなものも必要。
- 発達障害の子どもの中には、水飲場で遊んでしまうことがあるため、簡単に水が出ないような工夫があると良い。
- 公園の出入口でQRコードを読み取ると、公園内の施設配置が簡単に分かるようにし、そういったことを周知すると障害者の公園の利用に繋がるのではないかと考えている。多様な障害特性のある方々の公共の場にどんどん参加することが、障害の正しい理解・啓発に繋がっていくと一端になると考えている。

山本委員(全国脊髄損傷者連合会京都府支部)

- 公園管理者アンケートにおいて、多機能トイレへの利用集中が発生している公園はないという回答が半数もあるのはどうなのかと思った。先進的な取組事例を知りたいという自治体がかかり多かった。日進月歩で新しい技術が出て来るので、今回の改訂後にどう更新されていくのか気になった。
- 障害者が団体で出掛けた時は、バリアフリートイレに利用が集中してしまう。他にも利用する方がいるので、使いにくい。一般便房の戸を広くすれば利用できる場合もあると思うので、一般便房の基準を明確にできると良い。
- トイレの手すり付近に便器洗浄ボタンなど各種ボタンがあることが多い。バランスを崩した時に、手すりを掴もうとして、誤って呼出しボタンに手が当たって警報が鳴ってしまうことがあるため、配置を工夫してほしい。
- 人感センサーで決まった時間点灯するようになっている場合、車椅子使用者は時間がかかるため、トイレ使用中に消灯することがよくあるので、ボタンですずっと点灯しているようにできないか。

- 車椅子席は、障害者と介助者で括られることが多い。車椅子使用者とその家族で観覧するといったこともあるので、その辺りも踏まえた車椅子使用者用観覧スペースの配置も考えてほしい。
- 当事者参加のモデルケースを作るのは、とても良いこと。是非やってほしい。

米田委員(東京都)

- 東京都では、国土交通省のガイドラインと共に、東京都福祉のまちづくり条例、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの基準に基づいてバリアフリー化整備をして来ている。
- 東京都の公園では多機能便房を「だれでもトイレ」という名称で呼んで来た。「だれでもトイレ」は、障害をお持ちの方以外も、子連れの方、普通の高齢者、いろいろな方が使えるトイレになっている。国土交通省では、今回の見直して、男女別便所におむつ交換台などを設置し、多機能便房に利用集中しないようにしようという考え方は理解できる。
- 東京都では、「だれでもトイレ」に替わる良い名称、「バリアフリースイートイレ」よりも良い名称がないか議論している。

長内委員(横浜市)

- 横浜市では、市で福祉のまちづくり条例を持っている。
- 現行ガイドラインで「○:標準的な整備内容」、「◇:望ましい整備内容」の2区分だったものを、改訂案は「◎:移動等円滑化基準に基づく整備内容」を加えた3区分になり、分かりやすくなった。
- 公園種別に応じてどこまで整備するのか示されると、整備する側としては参考になる。

板垣委員(一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会)

- 計画・設計段階から当事者参加が明記されたことは、設計者としてありがたい。ガイドラインに、例示でよいので当事者団体のリストアップ、様々な当事者がいることを記載してほしい。
- 「◎:移動等円滑化基準に基づく整備内容」を加えた3区分になり、絶対にやらなければいけないことが明確になって設計者としてありがたい。
- 国のガイドラインとは別に、自治体によっては福祉のまちづくり条例があるため、それもチェックする必要があることを記載していた方がよい。
- ランドスケープでも野外劇場・野外音楽堂を設計するため、観覧席の基準はもっとあった方がよい。
- 建築物に当たるものは管理事務所以外にももっとあるので、今回の改訂で俎上に載せた方がよいのではないか。
- バリアフリースイートの機能分散化について、「一般便房+個別機能」の事例や広さの寸法を入れると分かりやすい。
- 利用者が使用可能な清掃用具、連絡先を明記することは、良い意見なので、トイレのところに追記してほしい。
- 出入口は、幅員90cmがあればバイクの通行は可能。バイクが入れないようにすると、車椅子使用者も入れない。少しでも良くするために、地域住民との連携などを追記してほしい。
- バリアフリールートの複数ルート確保することについて、「◇:望ましい整備内容」とし追記してほしい。

佐藤委員(特定非営利活動法人 NPO birth)

- 整備後の維持管理、運用に関するガイドラインも必要。
- 計画・設計段階から当事者参加を推進するとのことだったが、管理者も参加できると維持管理、運用の際に役に立つと思う。
- 維持管理や運用を含めて考えていけるようなモデル公園もあると良い。
- 視覚障害者と意見交換しながら貸出し用の点字パンフレットを作成したところ、費用も少なく、喜んでいただいた。そういった柔軟な対応も考えてはどうか。
- 広報物の作成に当たっては、カラーユニバーサルデザインの対応状況を確認できるアプリを活用しているが、そういったことも必要だと思う。
- 接遇や心のバリアフリーは、施設の理解、障害者への理解を含めた対応が必要なので、職員向けの研修を推進していくことが必要。
- バリアフリーマップを提供するアプリなど、新しい情報提供の方法も事例紹介すると良いのではないかな。
- 公園に実際来られない方に向けたサービスを提供できないかと考えている。

高橋委員(東洋大学 名誉教授)

- 公園には建築物な部分と公共空間としての部分がある。ガイドラインにどこまで盛り込むか、明確にした方が良い。
- 公園が避難場所として活用される視点で、当事者参加もしながら、バリアフリーに関するチェックを行う必要がある。
- 共生社会のあり方に関して、一人ひとりの利用者のニーズをどのように確保するのか、その尊厳をいかに守るかといった視点で、トイレの機能分散の方向性を考えることが非常に重要。一般トイレを使いやすくすることについては、全く同意。性的マイノリティへの対応がバリアフリートイレに位置付けられているが、一般トイレの男女共用化を目指した方が良いのではないかな。
- 情報提供のあり方について、改訂案では、事前情報の提供と施設管理者による現地での情報提供となっている。ITの積極的な活用やバリアフリーマップの改善など、トータルに考えた方がよい。
- ガイドラインにいろいろイラストが入っているが、公園のガイドラインなので、公園を楽しく利用できるようなスケッチを用意した方がよい。

美濃委員(兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 教授)

- 公園の利用に関して、どのような困りごとがあるのかももう少し書いて、その整備がどう有用なのか分かるようにした方がよい。
- 「第1部 2. 都市公園のバリアフリー化の基本的考え方」に「(2) 自然環境や人文資源等に関する検討」があり、バリアフリー法が掛からない部分について記載されているが、それを受けて具体的にどうするかがない。自然環境や人文資源とのコンフリクトが避けられないのが公園の特徴なので、先進事例などで情報提供をすると有用ではないかな。
- 「3-1 情報提供」は、せっかく整備した公園をニーズのある人に利用してもらえよう、情報の中身が重要。利用者のニーズに合ったバリアフリー情報の中身について、書き込む必要がある。

竹内委員(千葉大学大学院園芸学研究院 准教授)

- 国がガイドライン作成時にこのように丁寧に当事者団体の方々のご意見を聴いて活かすことは素晴らしいと思う。
- トイレについて、改訂案では、高齢者のためにできるだけ腰掛便座が望ましいとなっているが、現場では、ここ数年で、全部腰掛便座にしてほしいという声が高まっている。更なる高齢化と外国人対応を考えると、原則、腰掛便座にしても良いのではないか。
- 前段に「心のバリアフリー」を入れた方が良い。整備ガイドラインなので中身の記載は難しいと思うが、公園管理者である国や地方公共団体の仕事の一つとして、住民・国民の共生の心を育むソフトな取組を促していくことを入れた方が良い。
- 当事者の意見を聞くだけでも、公園管理者は気づきがあると思う。自治体向けのセミナー、ワークショップなどを実施できないか。公園管理者と地域の専門家が一緒になって実施するのも良いと思うので、「利用支援」のどこかに入れると良い。そうしたソフトな取組の予算・人材面での支援も今後、国が公園事業の一環として検討できるとよい。

秋山委員(中央大学研究開発機構 教授)

- 「◎」は、法律によって適合義務があるもので、「○」と「◇」がガイドライン。「○」は「できればやりましょう」という標準的に対応するもの、「◇」は「可能ならばやってください」というもの。この仕分けは、きちんと理解しておく必要があるが、ガイドラインと法律の書き振りがよく分からない。
- 令和3年度から、「接遇」、「心のバリアフリー」、「合理的配慮」といったソフト基準ができていますが、ガイドラインにソフト基準をどう扱うか全く記載されていない。
- 当事者参加という言葉がいっぱい出てくるが、どうやるかが全然書かれていない。公園をトータルで作っていくために、かなりきちとした診断や当事者参加が必要。ガイドラインの役割ではないかもしれないが、公園をトータルで設計するための計画論を考えた方が良い。
- QRコードを使った視覚障害者向けのナビゲーションシステムなど様々なソフトが開発されているが、公園の中でどう取り込んでいくかを考えないといけない。ガイドラインでは実験的なことはできないが、取扱を考える必要がある。

事務局

- 今回は、トイレ、当事者参加、出入口に着目して議論いただいた。標識と駐車場は次回取り上げると説明したが、それ以外の水飲場、観覧席、園路のバリアフリールートの複数化等を含めて、次回までに改訂(案)の全体版をお示しできるように検討する。
- ただし、建築物は、これまでのガイドラインでも、建築のガイドラインに則つとることが、基本的な考え方になっている。
- また、モデルとなるような公園を作って先進的な事例を示してはどうか、当事者参加の具体的方法を示してはどうか、発災時の対応も必要ではないかなど、非常に多くのご意見をいただいた。これらに加え、書面でもご意見いただければ、第2回に向けてしっかりと検討する。

金子委員長(前 東京農業大学地域環境科学部 教授)

- 委員の皆様、それぞれのお立場からご意見をいただいたが、ガイドラインの改訂の中で対応すべきこ

と、これの中には含めないで違つかたちで対応すべきこともあろうかと思うため、次回に向けて、事務局には精査していただきたい

○限られた時間だったため、十分にご発言できなかった点や、事務局としても丁寧に聞きしたい点もあろうかと思うので、事務局において次回の委員会までに対応させていただく。

第1回 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂検討委員会

出席者一覧

	氏名	役職名	出欠	備考	
委員長	金子 忠一	前 東京農業大学地域環境科学部 教授	○		
委員 (当事者団体)	秋山 哲男	中央大学研究開発機構 教授	○		
	板垣 久美子	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	○		
	佐藤 留美	特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長	○		
	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授	○		
	竹内 智子	千葉大学大学院園芸学研究院 准教授	○		
	美濃 伸之	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 教授	○		
	浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 理事	○		
	有山 一博	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事	○		
	石塚 研	特定非営利活動法人 全国精神障害者団体連合 理事長	○		
	小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会 事務局長	○		
	木下 静男	公益社団法人 日本オストミー協会 会長	○		
	小出 隆司	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 副会長	×		
	佐藤 聡	特定非営利活動法人 DPI 日本会議 事務局長	○		
	橋井 正喜	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 常務理事	○		
	松田 妙子	特定非営利活動法人 せたがや子育てネット 代表理事	×	(代理) 入江 彩千子 専務理事	
	三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 副理事長	○		
	山本 英嗣	全国脊髄損傷者連合会京都府支部 支部長	○		
	(地方公共団体)	米田 剛行	東京都建設局公園緑地部公園建設課 課長	○	
		長内 紀子	横浜市環境創造局政策調整部技術監理課 課長	○	

順不同、敬称略